市内指定障害児通所支援事業所 管理者 様

横須賀市 こども育成部 幼保児童施設課長

新型コロナウィルス感染症まん延防止のための 指定障害児通所支援事業所の対応について

指定障害児通所支援事業所の対応に関する本市の取り扱いについては、4月9日付け 事務連絡にて、県通知と同様とし、感染症対策に留意の上、事業を継続していただくよ うお願いしています。

その後、感染症防止のための通所サービスの提供の縮小等に関して、複数の事業所からお問い合わせがありましたので、本市の取り扱いや事務手続き等について、お知らせいたします。

1. 障害児通所支援事業所でのサービス提供について

放課後等デイサービス及び児童発達支援については、引き続き、感染予防に十分に 留意し、可能な限り、事業を継続していただきますようお願いいたします。

ただし、児童の受け入れに当たって、「密閉」「密集」「密接」などの状況が継続的に 生じることにより、適切な感染症対策が行えないと判断される場合には、サービス提 供時間の縮小や1日当たりの受け入れ児童の人数を抑えるなどの対応(以下「サービ ス提供の縮小等」という。)をご検討ください。

なお、サービス提供の縮小等を行う場合には、保護者等に対し、感染症予防のため の措置であることを十分理解していただいた上で、ご協力いただけるよう、説明をお 願いいたします。

2. 児童の健康管理や相談支援等の実施について

サービス提供の縮小等に伴う家族の孤立化の防止や家庭にとどまることで生じる児童や保護者のストレスの緩和等のため、必要に応じて、事業所を休んでいる児童の健康管理や保護者等に対する相談支援などを行っていただきますようお願いいたします。 なお、当該相談支援等については、一定の条件のもと、報酬を算定することが可能となっています。

(具体的なサービス内容の例)

- ・自宅で問題が生じていないかどうかの確認
- ・児童の健康管理
- ・普通の通所では出来ない、保護者や児童との個別のやりとりの実施
- ・今般の状況が落ち着いた後、スムーズに通所を再開できるようなサポート

3. サービス提供の縮小等の手続について

感染症予防の観点から、やむを得ずサービス提供の縮小等を検討する場合には、あらかじめ市にご相談いただくとともに、必要な書類等の提出について、市の指示に従っていただきますようお願いいたします。

サービス提供の縮小等の実施にあたっては、あらかじめ保護者等に説明し、その理解を得ていただきますようお願いいたします。

4. その他

今後、国や県から指定障害児通所支援事業所の運営や報酬等に係る新たな取り扱いが示された場合には、随時ご案内させていただきます。

【お問い合わせ先】

<事業所の運営に関すること>

横須賀市 こども育成部 幼保児童施設課 指導監査係 電話 046-822-8224 <サービス報酬等に関すること>

横須賀市 福祉部 障害福祉課 給付係 電話 046-822-9488